

使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市立体育館
- 2 所在地 秋田市八橋本町六丁目12番20号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
 - (2) 面積 12,285.61㎡（延床面積）
 - (3) 開設年月 平成6年4月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
※平成28年10月1日（手動式移動仮設席料金設定）
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 186,285人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

区 分				単位	改定前料金		改定後料金	
					一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1,570円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、780円)	2,350円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、1,170円)
				全面の3分の2	1,040円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、520円)	1,570円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、780円)
				全面の3分の1	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)
				全面		2,200円		3,300円
				全面の3分の2		1,460円		2,200円
				全面の3分の1		730円		1,100円
				全面		4,710円		7,060円
				全面の3分の2		3,140円		4,710円
				全面の3分の1		1,570円		2,350円
				全面		4,080円		6,120円
	サブアリーナ	入場料を徴収する場合	市民が体育に使用するとき。	全面	2,720円	4,080円	4,080円	6,120円
				全面の3分の2	1,813円	2,720円	4,080円	6,120円
				全面の3分の1	907円	1,360円	2,040円	3,060円
				全面	14,140円	21,210円	21,210円	31,815円
				全面の3分の2	9,427円	14,140円	14,140円	21,210円
				全面の3分の1	4,714円	7,070円	7,070円	10,605円
				全面	50,910円	76,365円	76,365円	114,547円
				全面の3分の2	33,940円	50,910円	50,910円	76,365円
				全面の3分の1	16,970円	25,455円	25,455円	38,182円
				市民が体育に使用するとき。	全面	520円	780円	780円
	市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。	全面	730円	1,090円	1,090円	1,635円		
	その他の催しに使用するとき。	全面	1,570円	2,350円	2,350円	3,525円		
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面	1,360円	2,040円	3,060円		
	その他の催しに使用するとき。	全面	4,710円	7,060円	7,060円	10,605円		
	営利を目的とする場合	全面	16,970円	25,455円	25,455円	38,182円		
多目的ホール	市民が体育に使用する場合	1室1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)	930円	
		620円	620円	930円	930円			
	卓球室	市民が体育に使用する場合	1室1時間につき	410円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、210円)	610円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、300円)	930円
		620円	620円	930円	930円			
	会議室	大会議室			310円		据え置き	
		小会議室			150円		据え置き	
個人使用	ジョギングコース	1回につき	100円	無料 (市民以外の者が使用するときは、50円)	150円	無料 (市民以外の者が使用するときは、70円)		
照明設備	メインアリーナ	全点灯の6分の1点灯1時間につき		440円		据え置き		
		据え置き						
	サブアリーナ	一式1時間につき		530円		据え置き		
		据え置き						
冷房設備	多目的ホール	据え置き		100円		据え置き		
		据え置き						
	卓球室	据え置き		100円		据え置き		
		据え置き						
		据え置き		2,760円		据え置き		
		据え置き						
暖房設備	メインアリーナ	据え置き		3,850円		据え置き		
		据え置き						
	サブアリーナ	据え置き		240円		据え置き		
		据え置き						
		据え置き		100円		据え置き		
		据え置き						
スポットライト	大会議室	据え置き		100円		据え置き		
		据え置き						
	多目的ホール	据え置き		110円		据え置き		
		据え置き						
フットライト	卓球室	据え置き		110円		据え置き		
		据え置き						
手動式移動仮設席	営利を目的としない場合	1ブロック1日につき		170円		据え置き		
		据え置き						
手動式移動仮設席	営利を目的とする場合	1ブロック1日につき		5,560円		据え置き		
		据え置き						

使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市立茨島体育館
- 2 所在地 秋田市茨島一丁目4番71号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造3階建て
 - (2) 面積 2,322.52㎡（延床面積）
 - (3) 開設年月 昭和60年11月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 32,207人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市立河辺体育館
- 2 所在地 秋田市河辺和田字上中野186番地
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
 - (2) 面積 2,204.82㎡（延床面積）
 - (3) 開設年月 昭和53年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 9,569人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真

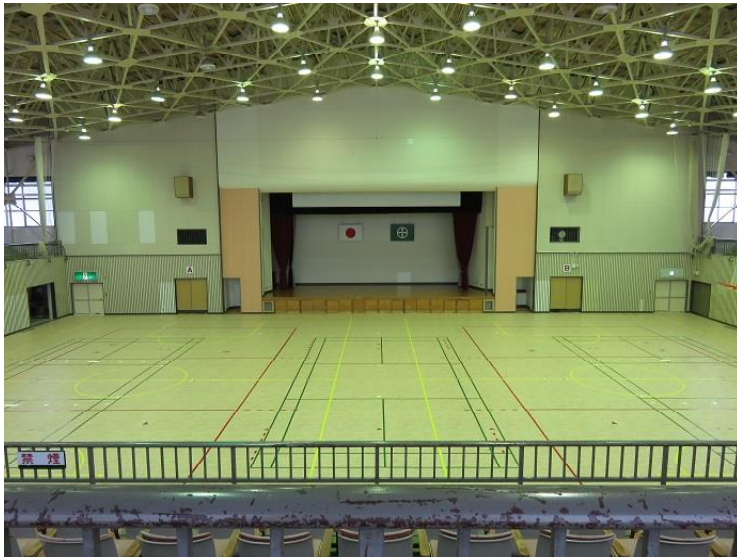


使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市立雄和体育館
- 2 所在地 秋田市雄和妙法字上大部95番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建て
 - (2) 面積 2,570.55㎡（延床面積）
 - (3) 開設年月 昭和51年3月
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 8,119人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書

所管部局（観光文化スポーツ部）

- 1 名称 秋田市立雄和南体育館
- 2 所在地 秋田市雄和神ヶ村字陳笠 2 5 9 番地
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 2 階建て
 - (2) 面積 1,121.04㎡（延床面積）
 - (3) 開設年月 昭和 6 2 年 3 月
 - (4) 料金改定年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日
平成 2 6 年 4 月 1 日（消費税率引き上げに伴う改定）
令和元年 1 0 月 1 日（消費税率引き上げに伴う改定）
 - (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 3,678人
 - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系（茨島、河辺、雄和、雄和南各体育館共通）

区 分				単位	改定前料金		改定後料金	
					一般	高校生以下	一般	高校生以下
貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	520円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、260円)	780円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、390円)
					片面（茨島体育館）	260円	無料 (大会、講習会等に使用するときは、120円)	390円
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。		730円		1,090円	
	その他の催しに使用するとき。		1,570円		2,350円			
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。		1,360円		2,040円		
		その他の催しに使用するとき。		4,710円		7,060円		
	営利を目的とする場合		16,970円		25,450円			
柔道場（茨島体育館）				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	
剣道場（茨島体育館）				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	
トレーニング室（茨島体育館）				160円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、80円)	240円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、120円)	
小体育館（雄和体育館）				210円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	310円	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	
ミーティングルーム（茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館）				50円		据え置き		
照明設備（体育館）				一式1時間につき	530円		据え置き	

使用料等改定対象施設概要書

所管部局（建設部）

- 1 名称 一つ森公園コミュニティ体育館
- 2 所在地 秋田市下北手桜字蛭沢141番地7
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- (2) 面積 2,688.88㎡
- (3) 開設年月 平成5年7月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日
平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定）
令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 39,342人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分			単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用で入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	一般	520円	780円
			高校生以下	260円	390円
		全面の2分の1	一般	260円	390円
			高校生以下	120円	190円
		全面の4分の1	一般	120円	190円
			高校生以下	60円	90円
	市民以外の者が体育に使用するとき。	全面	730円	1,090円	
		全面の2分の1	360円	540円	
		全面の4分の1	180円	270円	
	体育以外に使用するとき。	全面	1,570円	2,350円	
貸切使用で入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面	1,360円	2,040円	
	体育以外に使用するとき。	全面	4,710円	7,060円	
貸切使用で営利を目的とする場合	全面	16,970円	据え置き		
照明設備				530円	据え置き

※ 全面の面積は1,368㎡。

※ 市民が体育に使用するとき、高校生以下は原則無料であるが、上記使用料は、大会、講習会等に使用するとき又は市民以外の者が使用するときの額である。

4 施設写真

